

愛知県職員措置請求書

1 請求の趣旨

監査委員は、愛知県知事に対し、県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長を通じ

(A) 令和2年7月20日に西成連区、大和町連区、大徳連区、葉栗連区、三条連区民生児童委員協議会に支払った県活動交付金5連区合計で524,341円が

(B) 令和元年7月18日に貴船連区ほか11連区民生児童委員協議会に支払った12連区合計917,773円の県活動交付金が

愛知県補助金等交付規則に違反し間違いがあるため返還させるために必要な措置をとることを勧告するよう求める。

2 監査請求の理由

請求人は令和元年6月10日付民生委員協議会活動費交付金の返還に関する住民監査請求を県監査委員に提出した。県監査委員は8月5日棄却したが県に対し「交付金事務の透明性を確保するため、現在の交付要綱の改正あるいは運用基準の策定をするとともに、交付金の額の確定に当たり、事務の明確化と適格な審査が行われるよう要望する。」下記5件の要望が付された。

①県は重く受け止め5件交付要綱の一部改正を行った。主な改正内容は

(1) 実績報告の添付書類について

①各民生委員協議会の現金出納簿（帳簿）の写（要原本証明）を提出すること。

②各民生委員協議会の事業活動記録、事業活動等活動の分かるもの（視察内容の分かるもの（行程表）等については必須）

(2) 経由機関（本件においては一宮市）も確認するよう変更

①経由機関である市町村も、適正な申請書および実績報告書であるか確認の上、書類に副申を添付し提出すること。

②副申を添付する理由は、市町村が深く関わる民生委員協議会に関する指導として書類の確認事務を市町村に行ってもらふこととする。

(3) 県による額の確定における確認

①実績報告書の書類での確認に加え、補助事業者に対する現地調査による書類確認等も実施する。

(4) 本件においては、申請書及び実績報告書の経由機関である一宮市が、補助事業者である民生委員民生児童委員協議会の事務局を担っており、このような場合の取扱いについても経由機関の役割と併せて整理が必要

①補助事業者は各民生委員協議会から提出された収支計算書により適切に実績報告を作成する必要があり、複数の民生委員協議会が関係する市民生委員協議会連絡会にあっては収支計算書の偽造防止のため、収支計算書に各民生委員協議会会長の証明を執ることとする。

(5) 交付の対象となる経費が限定列举であるのが例示列举に

①すべてを列挙することは難しいため例示列挙とするが3項目から8項目に訂正しさらに具体的に細やかになった。

すべて要綱改正で反映し、県福祉局長名で各福祉相談センター長経由で各市町村長宛に通知された。尚、改正要綱は平成31年4月1日から適用となっている。表にまとめれば下記表のとおりである。

②しかし県市の対応はほとんど変わっておらず効果が表れていない。

番号	改正前	改正後	請求者意見	県市等の対応
1	収支計算書のみ	現金出納帳・行程表追加	効果あり	県市職員未活用
2	連絡会長が市町経由で提出	書類が正確の確認、要副申	前同	実質従来と同じ
3	書類で確認	現地で書類で確認	効果なし	確認状況不明
4	規定なし	各民児協会長の証明	効果なし	実質従来と同じ

註5 3項目 8項目 効果あり 県市職員未活用

註5：改正前3項目 民生委員協議会の①資料作成・購入費②会議費・研究会費③通信費
：改正後8項目 民生委員法第24条各号に規定する民生委員協議会の任務遂行に要する経費
①報償費 ②旅費 ③消耗品費 ④食糧費 ⑤印刷通信費 ⑥通信運搬費
⑦使用料賃貸料 ⑧負担費

加えて、尾張福祉相談センター長は平成30年度実績報告の依頼で関係市町長殿宛に別記2で平成30年11月27日付尾福第1637号通知の様式例中「別紙記入上の注意」で「2支出について協議会内の複数の事業に充当している場合には適切な基準でもって経費を按分して計上してください。」と依頼し、経費を按分したケースにおいてはその内訳等を事務担当者の方の資料としてお持ちくださいと通知している。このことは民生委員法第24条に規定する民生委員協議会の任務の遂行に要する経費についてすべて記入することを意味している。しかし一宮市23連区において県も市も殆どチェックしていないため多くの民生委員協議会は好き勝手の交付金の使用をしており民生委員法の精神に反している。改正効果もほとんどない。

①実績報告に現金出納簿、工程表は提出されるようになったが、ほとんどチェックされておらず県市担当者は添付する意味を理解していない。このことは「別紙1・2」と「参考資料」を見れば明らかである。

②協議会に要する総経費も交付基準額に合わせ計上している連区が多数ある。西成連区では研修旅行バス代1件のみが協議会活動に要する総経費となっている。しかも短時間見学するだけでほとんど民生委員活動事業に関係のない慰安観光旅行時のバス代である。参加者は40名中23名で不参加者に旅行代の約半分が返還されていると思われる。

③西成連区の場合収支計算書で「この収支計算書は正しいものであることを証明する。」と一宮市宮西連区民生児童委員協議会会長 岸利光とタイプされているが印鑑もなく日付の記載もない。(収支計算書は23連区すべて記載されていない) 証明資料として添付されて

いる現金出納帳と相違がある。尚、岸利光会長は令和3年度一般会計には自筆で署名し押印している等から判断すると

①地方自治法138条の2（普通地方公共団体の執行機関は地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う。）

②地方自治法2条14項（事務処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）

③地方財政法4条（地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。）と定めているにも違反している。

愛知県補助金等交付規則・（県）民生委員協議会活動費交付金要綱も形だけは守られているものはあるが肝心なことは実質的にはほとんど守られていない。（数量、単価、明細等が記載されていない、前述したが交付基準額に合わせている等）。研修先の行程表は提出されるようになったが、中身は観光慰安旅行である。別件ですが（平成31年1月23日名古屋地方裁判所に事件番号平成31年（行ウ）第4号公金支出金返還事件）、市幹部が民生委員協議会会長会が毎年行う一泊二日の宿泊研修旅行に公費で参加していた件で住民訴訟を行った。市は「観光に重点」の名ばかりの研修旅行を認め平成25年度までさかのぼり、参加者から支払い済の経費全額の返金を受け、要綱の改正も行ったため令和元年7月17日訴訟を取り下げました。令和2年度以降参加はなくなりました。今回は余興準備費用、旅行アルバム作成費等も多額に使用されているところがあり、別件よりひどい内容でとても研修といえる内容でない。行程表を求められたために大和町連区のように県交付金から除外した連区がある。今回は規則を守る実効性のある調査をしていただくために「A令和2年度」は西成（宿泊旅行含む）、大和町、大徳の3連区と研修旅行先は葉栗、三条2連区に絞り「B令和元年度」は研修旅行に絞り返還させるために必要な措置をとることを勧告するよう求めます。今まで県に対し3回住民監査請求を行いました。県監査委員の調査のおかげで要綱の改正も行われました。関係人調査も行われましたしかし改正された内容も形だけしか守られてないことがあります。関係人調査も虚偽の内容が多々あります。一宮市職員でさえ虚偽の報告があります。返還金額については住民訴訟で争うことができますが規則、ルール、約束の変更については住民訴訟で扱うことができません。県監査委員は熱心に時間をかけて調査してもらっていると思っています。しかし普通の調査では限界があります。むしろ市が民生委員の不正に加担していると思われる点があります。監査請求人は県市から行政文書公開で得た証拠を基に一宮市を良くしようと真剣に取り組んでいるのです。市長に事実が報告されているとは思われません。今回の県も前回令和3年3月12日付「実費弁償費」の監査請求と同様に2度目であり真相を解明するため「一宮市民生児童委員協議会会長及び一宮市福祉部長」に「刑事告発を求める要望」を一宮市長にさせていただきたく思います。

3 ◎A 令和2年度5連区の状況は下記のとおりです。（前述した部分は除く）

①規則違反等

(1) 西成連区（令和2年度）

①県は令和2年7月20日西成連区に160,820円交付金を前払いしているが研修旅行バス代は現金出納帳では県交付金対象外となっている。従って要綱違反である。

②旅行者(株アイツーリスト)の請求書明細では宴会費用のみで44,300円あるのに、請求書に宴会費等24,870円と記載されているのはおかしい。

③欠席者17名への返還金額は現金出納簿には記載がなかった。

(2) 大和町連区(令和元年度・令和2年度)

①現金出納帳は令和3年1月15日までしか記載されていない(令和元年度は令和元年11月27日まで、しかし繰越金は784,919円から1,573,321円、788,402円増えておりその間の状況は全くわからない状況です。従って、令和元年度分についても令和2年度と同様であり収支計算書・現金状況表は要綱に違反してたらめの状況である。

②県交付金基準額に合わせて県対象経費を報告していると思われるため使用金額2,187,290円に対し198,736円が県対象経費。従って本来県対象経費であるものが、県交付金対象外となっている。

③令和2年6月宿泊研修を行ったと「民生委員活動状況主計表」に記載あるが出納帳に記載なし。

④県交付金対象金額で県基準額を超える分について会費で支払ったと収支計算書に記載あるが現金出納帳に会費入金の記事は過去においても無い。

⑤県に提出された収支計算書の「正しいものであることを証明する。」としているが証明日の記載はない。

会長は、一宮市民生児童委員協議会の会長、民生委員選定委員、一宮市社会福祉協議会理事会の副会長の要職に在り、各連区民生委員協議会を指導する立場にある。しかし大和町連区の収支計算書の内容は23連区中一番ひどい状況であり完成されたものが提出されていない。金額の確定が行われておらず、愛知県補助金等交付規則に違反しているため県交付金支払額全額返済を求めます。

(3) 大徳連区(令和2年度)

①収支計算書と現金出納帳の県対象金額の明細が違う。

②県に提出された収支計算書の「正しいものであることを証明する。」証明日の記載なし。

③8月5日事務書籍災害に備えるハンドブック2,150円が県交付金対象外であるものとはほぼ同じ条件であり9月民生委員の基礎知識他48,840円と出納帳県対象外となっている2月2日使用の役員会チケット2冊7,000円2月24日購入のゼンリン地図22,290円、飛騨の雫(水)3,648円計33,638円合計82,478円県交付金対象外と監査請求人は判断した。

②研修旅行と認めがたい連区

(1) 葉栗連区(令和2年度)

①行程表の内容から判断して対象外とした。参加者数も会員数の半分の14名である。

②不参加者に対する返金が行われたと思われるが実態は不明

(2) 三条連区（令和 2 年度

①行程表の内容から判断して県交付金対象外とした。

②不参加者に対する対応は不明である。

3 ◎B 令和元年度 11 連区（研修費用）の状況は参考資料のとおりです。

(1) 3 ㊦の (2) 大和町連区で説明のとおり令和元年度交付金金額 178,000 円。

(2) 別紙参考資料のとおり。

4 請求金額の確定

◎A

返還要求額の計算は下記表のとおりです。

連区名	交付金	県交付金支払額 A	県交付金使用額 B	対象外金額
西成	160,820	209,000	209,000	0
大和町	176,135	188,582	188,582	0
大徳	90,371	112,700	82,478	30,222
A 計	427,326	510,282	480,060	30,222
葉栗	124,064	124,064	95,778	28,286
三条	105,686	195,227	121,000	74,227
B 計	229,750	319,291	216,778	102,513
合計	657,076	829,573	696,838	132,735

要綱違反等 C 実質県交付金使用額 D(B-C) 返還要求額 (A-D)

◎B 返還要求額の計算

(1) 令和元年度交付金支払額金額 178,000 円

(2) 別紙参考資料のとおり 11 連区合計 739,773 円

令和元年度合計 917,773 円

5 結論

- ① 県は令和元年 6 月 10 日付請求者の住民監査請求を受け令和元年 11 月交付要綱の一部改正を行い平成 31 年 4 月 1 日から適用した。
- ② 県と市は前述のとおり要綱改正に従っていない。
- ③ 「㊦」の改正により、令和元年度・2 年度の現金出納帳が情報公開により市から入手できた。精査すると多くの連区で前払いした交付金額が確定しているが、審査・調査が要綱通り行われず要綱に違反したまま確定している。実態を明らかにした A 524,341 円、B 917,773 円監査請求の趣旨記載の通り請求を行います。

6 請求者

住所 愛知県一宮市

職業 無職

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 3 年 9 月 2 日

愛知県監査委員御中

添付資料

- 1 実績報告書（添付資料含）（1）西成連区（2）大和町連区（3）大徳連区（4）葉栗連区
（5）三条連区
- 2 県交付金経費と非対象経費表（1）西成連区（2）大和町連区（3）大徳連区（4）葉栗連区
（5）三条連区
- 3 参考資料：別件の紹介